

# いじめ早期発見・事案対処マニュアル

---

## 1. いじめの定義と態様

---

教職員は、いじめの定義との態様について理解し、いじめの早期発見および事案への対処を行うものとする。

(いじめの定義と態様については、秋田工業高等専門学校いじめ防止対策ポリシー参照)

---

## 2. いじめの早期発見に向けた取組

---

- (1) 年間4回以上を原則とする定期的なアンケート調査を行い、必要に応じて面談等を実施し、いじめの実態把握に努める。学級担任は、全学生が回答するようクラスの学生へ指導するとともに、その結果、いじめにつながる可能性がある情報を把握した場合は、速やかに詳細な情報収集に努め、委員会へ報告する。また、アンケート調査は、よりの確に学生の状況を把握でき、かつ学生が回答しやすい内容へと随時見直しを行うものとする。
- (2) 毎年4月に、本校の学校いじめ防止等基本計画（ポリシー、防止対策プログラム、早期発見・事案対処マニュアル）を学校HPで公表し、学生・保護者等に対し、周知を図る。
- (3) 担任、科目担当者、研究指導教員、寮務関係教員、学生相談室員等の学生と接する機会が多い教員はもちろんのこと、全教職員が学生を見守り、いじめに関連するシグナルを見逃さないよう努める。特に、寮生活では、居住空間という密室環境にあるため、教職員の目の届かないところでいじめが行われる可能性があることを十分に認識し、寮務関係職員と連携しながら、いじめの兆候を見逃さないようにする。
- (4) 学級担任は、クラス全学生の面談を年に1回以上行い、いじめに関する情報収集を面談の機会毎に行う。
- (5) 寮務主事は、入寮前あるいは入寮後速やかに新入寮生との面談を行う。
- (6) 委員会の活動の十分な「見える化」を実行すること等を始めとして、学生・保護者等と教職員が信頼関係を構築し、安心感と信頼感及び相談しやすい環境を整える。
- (7) 学内外問わず、いじめに関する情報が寄せられた場合には、策委員会において組織的に情報を共有し、被害学生を徹底して守り抜くという考えのもとに迅速かつ適切に対応する。
- (8) 学生の活動や様子を適切に記録し、学校組織全体として情報共有を図り、いじめの芽の発見に努める。
- (9) 各学生の出身中学校との情報連携、入学前後の相談機会の充実を図るとともに、入寮者に対するきめ細かい支援等、いじめ防止や早期発見のための必要な取組を行う。

## 【教育活動・学生指導】

- (1) いじめ防止に向けた取組は、学生の心の育成及びいじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りのために、学校の全ての教育活動を通じて取り組む。
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校運営、クラス運営、寮運営等は学生が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上、教育目標の達成につながるとの考え方を全教職員が共有し、積極的にいじめ防止指導に努める。
- (3) 特性を有したり配慮を要したりする学生へのいじめに対する対策の充実を図る。
- (4) いじめ防止は人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による暴言等はありません。教職員全員が高い人権意識をもって学生指導にあたる。

---

## 3. いじめへの対処

---

いじめと疑われる事案が判明した場合、前述のポリシーに基づき、以下の①～⑦の流れに沿って対応する。その際は委員会が中心となり、情報共有並びに対処方針を決定し、組織的に対応すると共に、いじめが解消された後も、継続的な観察や再発防止のための施策を講じ、PDCA サイクルにより対応の改善を図る必要がある。

学校を挙げていじめ防止に重点的に取り組んでいるとしても、いじめは起こりえるとの認識のもと対応の充実を図る。

### ① 委員会への報告

いじめを発見又は通報を受けた場合や、学生がいじめを受けていると思われる時は、直ちに学生主事に報告する。

### ② 委員会の招集と事案対処チームの設置

委員会は、その事案を把握後直ちに委員を招集して対応方針を協議し、事案対処チームを設置し、その事案についての詳細な情報の収集、事実の把握を指示する。

#### 委員会での協議事項

1. 緊急性(自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度)と被害学生の保護の必要性の確認
2. 事案の検討および解消に向けた具体的な計画の立案と役割分担の決定
3. 事案対処チームの設置

4. 情報収集および事実の把握を行う担当者の決定とその際に留意すべき点の確認
5. 情報共有および情報公開を行う範囲および時期の決定

※万が一、重大事態と判断される場合は、「4. 重大事態への対応」を参照

### **③ 事案対処チームによる情報の収集および事実の把握**

事案対処チームは、細心の注意を払って当該学生や関係学生から聞き取りを行い、その事案に関する詳細な情報の収集や事実を把握し、その内容を委員会に報告する。

### **④ 委員会から対応の指示**

委員会は、事案対処チームからの報告を受けて、高専機構本部・いじめ対策支援チームと連携しながら対応を協議し、必要な対応を各組織、教職員に指示する。

### **⑤ 各組織、教職員による対応と報告**

指示を受けた組織、教職員は必要な対応にあたり、その状況や結果を逐次、委員会に報告する。

### **⑥ 委員会での情報の集約と対応の指示**

委員会は、各組織、教職員からの報告を集約し、必要な組織、関係者と情報共有、情報公開を行いながら、事案が解決されたと判断されるまで、引き続き各組織、教職員に対応を指示する。

### **⑦ 継続的な見守りと事案の分析および PDCA サイクルによる対応の改善**

委員会および関連する組織、教職員は、事案が解決されたと判断された後も、継続的な見守りや観察を続ける。また、再発防止のための啓発活動や、対応事案の振り返りや分析、高専機構本部への報告を行い、PDCA サイクルにより対応の改善、見直しを図る。

PDCA サイクルに基づく取り組みの評価・検証・いじめの防止等に向けた取り組みについて委員会及び内部評価組織（自己点検評価委員会）により検証し、高専機構本部に報告すると共に、改善に努め、さらにインターネットにより公表する。

---

## 4. 重大事態への対応

---

いじめによる重大事態が発生した場合は、高専機本部いじめ対応支援チームと密に連携し、「重大事態への対応フロー図」に沿った迅速かつ丁寧な対応が必要となる。

**重大事態調査の実際にあたっては、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省策定、最終改訂令和6年8月）を参照すること。**

---

## 5. 学生対応のポイント

---

### いじめを受けた学生

- いじめを受けた学生に対しては、その保護を第一に考えるとともに、自尊感情を守り高めるよう努める。また、保護者等に対しては状況等を正確に説明し、必要な連携を求めるとともに、不安をできるだけ取り除くように努める。
- いじめを受けた学生に寄り添い、徹底して守り通すことを伝え、意向を丁寧に聞き取り、不安を取り除くようにする。また、安心して教育を受けることができるよう必要に応じ適切な学習支援を行う。

### いじめを行った学生

- いじめを行った学生に対しては、組織的に決定した対応方針及び教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導等を行う。いじめを行った責任を自覚させ、真摯な反省を促す。
- また、保護者等とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。この際、加害学生がいじめを行うに至った背景にも十分考慮する必要がある。

### その他

- 学生への事情聴取の際には、複数の教職員で行うとともに、同性の教員が加わるよう配慮すること。
- 支援・指導に反映させるため、客観的な事実に基づいた記録を残すこと。

# いじめの解消と再発防止のためのフロー図

未然防止

**いじめ防止プログラムの実施・分析**

早期発見

**いじめ情報の覚知**

(日常的な見守り、アンケート、面談、意見箱、その他)

情報を得た教員



学生主事(窓口)



校長



委員会

**いじめ疑い認定・対応方針の決定**

重大事態疑いの判断  
緊急性と被害学生保護の必要性の確認  
事案検討・解消に向けた計画立案と役割分担の決定  
事案対処チーム設置の必要性の確認

→  
報告

高専機構

以降、連携して対処

※重大事態疑いの場合は、  
重大事態への対処フロー参照

いじめ事案  
発生時対応

事案対処チーム

**事実関係の調査・把握**

関係学生からの事情聴取  
調査結果とりまとめ委員会へ報告

委員会

**いじめの認定・指導・支援方針の決定**

いじめの認定等  
被害学生の保護・支援内容を決定  
加害学生への指導内容を決定  
必要となる対応を関係教職員へ指示

再発防止

**いじめ解決への指導・支援・経過観察**

被害・加害学生のアフターケア  
保護者への説明・協力関係づくり  
全学生への説明

委員会

**再発防止に向けた取組**

経過・解消の確認  
事案対応における振り返り・分析 →HPで公表  
全学生に指導

※委員会で収集した資料等は、当該学生卒業後5年間は保存する。

# 重大事態への対処フロー

## 重大事態の認知

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間欠席または学籍上の身分異動を余儀なくされている疑い

## 学生及び保護者からの訴え

※重大事態の要件を明らかに満たしていないことが確認できる場合を除き重大事態調査を行わなければならない。

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省令和6年8月改訂)に則り対処

## 1. 重大事態の発生報告

- ①委員会で速やかに事実関係の調査
- ②高専機構本部へ報告
- ③関係資料等の準備
- ④報道等への対応

## 2. 調査組織の設置

- ①学校関係者に第三者を加えた調査委員会又は第三者からなる調査委員会を設置

## 3. 調査の進め方についての事前検討

<事前に確認・検討すべき事項>

- ・調査の目的・趣旨
- ・調査すべき事案の特定、調査事項の確認
- ・調査方法やスケジュール
- ・調査に当たっての体制(第三者委員会と事務局の役割分担等)
- ・調査結果の公表の有無、在り方
- ・その他
  - ①警察への相談・連携の必要性
  - ②学内体制の検討(調査チームと学生への支援・指導チーム等)

## 4. 対象学生・保護者に対する調査実施前の事前説明

●重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項

- ①重大事態の別・根拠
- ②調査の目的
- ③調査組織の構成に関する意向の確認
- ④調査事項の確認
- ⑤調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥窓口となる担当者や連絡会の説明・紹介

●調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項

- ①調査の根拠、目的
- ②調査組織の構成
- ③調査時期・期間(スケジュール、定期報告)
- ④調査事項・調査対象
- ⑤調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順)
- ⑥調査結果の提供
- ⑦調査終了後の対応

## 5. 関係学生・保護者に対する説明等

## 6. 重大事態調査の進め方

調査全体の流れ(一例)

- ①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認(調査の初期段階で確認する必要がある文書等)
- ②対象学生・保護者からの聴き取り
- ③聴き取りやアンケート調査等の実施(教職員、関係学生、その他関係機関)
- ④事実関係の整理(必要があれば追加で聴き取り等を実施)
- ⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- ⑥報告書の作成、取りまとめ

## 7. 調査中の対象学生・保護者への経過報告

## 8. 調査報告書の作成

- ①重大事態調査における調査報告書の作成
- ②事実関係の確認・整理
- ③重大事態への対処、学生への支援方策の検討
- ④学校及び学校の設置者の対応の検証・再発防止策の提言

## 9. 調査結果の説明・公表

- ①対象学生・保護者に対する調査結果の説明  
(対象学生・保護者による地方公共団体の長等への調査結果に対する所見書の提出)  
(追加調査)
- ②いじめを行った学生・保護者への調査結果の説明

## 10. 調査結果を踏まえた対応

- ①対象学生への支援やいじめを行った学生への指導及び支援
- ②調査報告書で提言された再発防止策の実施